

苫小牧市立苫小牧東小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。また、こうした取組を進めるにあたっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめを教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

(1) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを認識し、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの未然防止等の基本的な考え方

(1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。

(2) いじめの未然防止に取り組む教育活動について、全ての教育活動を通して、意図的計画的に編制し、組織的に推進する。

(3) いじめの未然防止のための対応に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、教職員のスキルアップを図る。

(4) 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識や個性を認める考え方を児童に育くみ、いじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するように指導する。

(5) 校区の中学校（小学校）や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

(6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校だより等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

3 いじめの早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの早期発見・早期対応のための組織の設置

いじめの早期発見・早期対応を実効的に行うため、次のとおり「いじめ問題対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

② 活動

- (ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (イ) 認知したいじめの事案の対応に関すること
- (ウ) いじめの問題に係る児童理解に関すること
- (エ) 保護者への指導・支援に関すること

③ 開催

- (ア) 前期後期それぞれ1回を定例会とする
- (イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催する

(2) いじめの相談体制の整備

- ① 定期的な相談体制の整備
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

(3) いじめの早期発見・早期対応に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、教職員のスキルアップを図る。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象に情報モラルに関わる研修会等を行う。

(5) いじめ（事案）の具体的な対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに対策委員会に報告し、対応を検討する。
- ② いじめの事実が確認された（認知された）場合は、対策委員会で対等を検討し、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともにいじめを行った児童への指導とその保護者への指導・支援を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、その保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童を一定期間、別室等において学習する措置を講ずる。
- ④ いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、苫小牧市教育委員会及び、苫小牧警察署、児童相談所等と連携して対応する。

(7) 重大事態への対応

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 当該事案の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。
- ③ 当該事案の調査の実施は、事実と向き合い、当該事案への対処とともに、同種

の事態の発生防止を図ることを目的として行う。

- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童及び、その保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。但し、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ⑤ 調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。

- ① 校内研修の取組
- ② いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
- ③ いじめの未然防止に関する取組

(2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成し、全教職員で取り組む。

(3) P D C A サイクルに基づいた検証を行う。

苫小牧東小学校いじめ防止全体計画

学 校 目 標
東小の子は太陽の子
 ・進んで学ぶ、かがやく子（知） ・思いやりあるあたたかい子（徳） ・心身ともに健康なあかるい子（体）



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。

年間活動計画

4月：年間計画作成 1月：活動評価（学校評価内でも実施） 2月：次年度計画



いじめ防止対策委員会（生徒指導研修会の機能を活かして）

定例会：定期的に開催
 臨時会：いじめ認知時



学年部会（学年経営・学級経営）

支持的風土のある学年・学級
 複数の教員による児童観察と情報の共有



| 未然防止 | 早期発見 | 早期対応 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教室（総合） ・いじめ根絶集会（児童会活動） ・全ての教育活動 ・いじめ問題学習会（学級活動） ・学校だより等での啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常における観察・教育相談 ・年2回のいじめアンケート ・年2回の教育相談 ・いじめ相談電話の周知 ・いじめ相談窓口の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック部会で事実関係把握 ・いじめ問題へのケア ・事実関係の把握（担任等） ・保護者との連携 ・情報の適切な記録・周知 ・報告、連絡、相談の徹底 |



重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録

学校全体での事態の分析・判断

教育委員会への報告

調査委員会の設置/詳細調査の実施【児童の心情に留意】

犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携

継続的な支援・観察

いじめ防止年間計画

| 月 | 学校・対策委員会 | 学年・学級 |
|----|---|----------------------|
| 4 | 年間を通したあいさつ運動【児】 | 観察・教育相談（通年） 情報の共有 |
| 5 | 第1回いじめアンケート【生】 いじめ対応についての教職員面談【管理職】 | 生徒指導情報交換 教育相談 |
| 6 | いじめの未然防止に係る研修 | |
| 7 | 心を育てる強調月間【生】 いじめ撲滅「なかよし集会」【生】 ・標語募集・いじめ問題子どもサミット【生】 | |
| 8 | いじめの対応に係る研修 | |
| 9 | | 希望者教育相談 |
| 10 | 第2回いじめアンケート【生】 | |
| 11 | | |
| 12 | いじめ問題子どもサミット交流会【中学校区】 | 教育相談 |
| 1 | ネットモラル授業（総合）【対】 いじめ防止取組状況評価学校評価【管理職】 | 保育所・幼稚園との引継 |
| 2 | 学校関係者評価 次年度改善方針決定【管理職・生】 | 教育相談 |
| 3 | いじめ防止基本方針作成（見直し）【対】 いじめ防止年間計画作成【対】 | 中学校との引継 |

※ 【対】 いじめ問題対策委員会 【生】 生徒指導部 【児】 児童会

令和6年3月25日一部改訂